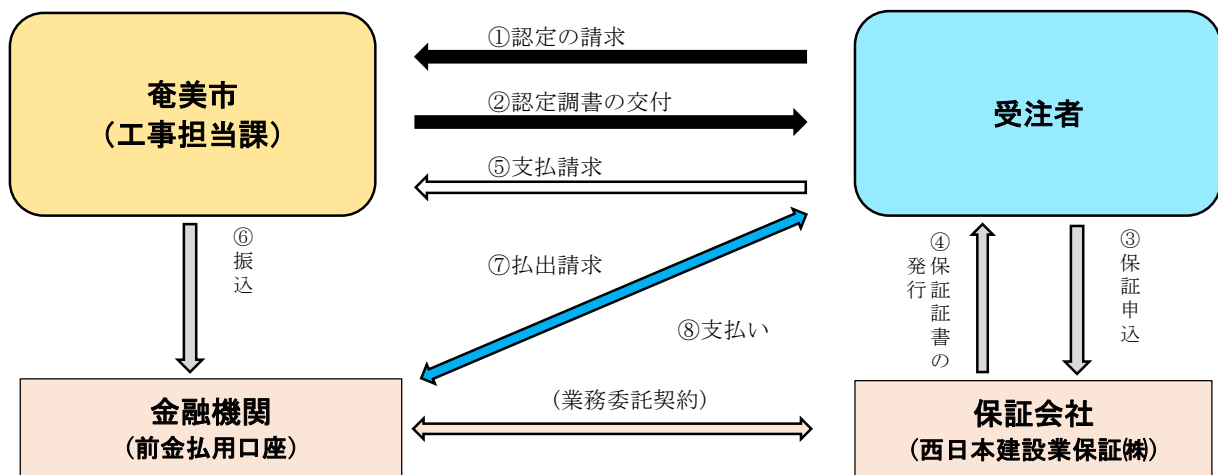


○中間前金払と部分払の選択について

奄美市では、建設業における資金調達の円滑化を支援するため、平成29年4月より中間前金払制度を導入いたしました。（契約金額500万円以上の建設工事では、契約締結時に「中間前金払」と「部分払」のどちらかを選択することとなります。）

	中間前金払	部分払
金額	契約金額の20%以内 (1万円未満の端数は切り捨て)	出来高の90%以内 (1万円未満の端数は切り捨て)
出来高検査	不要（書類審査）	必要（出来高検査を実施）
支払条件	①契約締結時に「中間前金払」を選択していること。 ②既に前金払の支払いを受けていること。 ③工期の2分の1を経過していること。 ④工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 ⑤既に行われた作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。	①契約締結時に「部分払」を選択していること。 ②出来高の割合が10分の3以上（既に前金払の支払いを受けている場合には10分の4以上）であること。
選択方法	支払方法選択届（様式1）を提出	

○中間前金払の手続きの流れ



①認定の請求

受注者は「中間前金払認定請求書（様式2）」を奄美市に提出し、中間前金払の認定を請求します。

②認定調書の交付

奄美市は、認定請求に基づき要件を満たしているか調査を行います。満たしている場合は、受注者に対して「中間前金払認定調書（様式3）」を交付します。

③保証申込

受注者は保証会社に対して、認定調書を添えて中間前金払の保証を申し込みます。

④保証証書の発行

受注者に対して、保証会社から保証証書が発行されます。

⑤支払請求

受注者は「公共工事請負金前払申請書(中間前金払)（様式4-2）」、「請求書」及び保証証書を奄美市に提出し、支払いを請求します。

⑥振込

奄美市は、受注者指定の金融機関（前金払用口座）に振り込みます。

⑦・⑧払出請求・支払

受注者は、金融機関へ払い出しを請求し、支払いが行われます。